第12回大阪府福祉のまちづくり審議会　議事録

【日時】　令和5年3月16日（木）　15：00～17：00

【場所】　シティプラザ大阪　燦

【出席委員】

泉本　徳秀 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 代表幹事

岩田　三千子 摂南大学　名誉教授

上田　一裕 一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会 副会長

岡田　明 大阪市立大学　名誉教授

小尾　隆一 社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

斉藤　千鶴 関西福祉科学大学 名誉教授

清良井　利之 国土交通省　近畿運輸局　交通政策部　バリアフリー推進課長

高島　純子　　　一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　第４支部　幹事

田中　米男 一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

中屋　吉広　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

西尾　元秀　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

羽藤　隆 一般社団法人　大阪脊髄損傷者協会　代表理事

林　　幹二 日本チェーンストア協会関西支部　事務局長

前川　たかし　　一般社団法人　大阪府医師会　理事

松井　宏亮 社会福祉法人　大阪府肢体不自由者協会　事務局次長

松中　亮治 京都大学大学院　工学研究科　准教授

山本　尚子　　　公益社団法人　大阪府建築士会　委員

湯浅　翔 国土交通省　近畿地方整備局　建政部　住宅整備課長

○事務局

　委員紹介、資料確認　等。

○都市整備部長

大阪府福祉のまちづくり審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席賜り、ありがとうございます。また、日頃から府政とりわけ住宅建築行政に、ご理解、ご協力賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、大阪府では、全国に先駆けて「大阪府福祉のまちづくり条例」を制定し、福祉のまちづくりに取り組んでまいりました。委員の皆様のお力添えもあり、おかげさまで着実に歩みを進めているものと実感しております。

今年度は、平成28年に策定した「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」の改訂に向け、小規模店舗の現地検証などを行うとともに、11月からこれまで計３回部会を開催し、改訂案の検討を行ってまいりました。その議論の過程で、今後検討すべき項目についても整理いただきました。

本日の審議会では、ガイドライン改訂案と今後の検討項目についてご議論いただくとともに、「府内の鉄道駅のバリアフリー化の促進」などについて報告させていただくこととしております。委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願いし、開会の挨拶といたします。

○事務局

それでは、議題の一つ目、会長の選出です。本日は、昨年１1月末で田中前会長が退任され、その後初めての審議会です。そのため、大阪府福祉のまちづくり審議会規則第4条第1項の規定により「会長」を「委員の互選」によって定めることになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

会長には、人間工学及びユニバーサルデザインの専門である岡田委員にお願いしてはいかがでしょう。

〇事務局

ありがとうございます。

その他、ご意見等ございませんでしょうか。

ご異議がないようですので、岡田委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、これ以降の議事につきまして、

岡田会長、よろしくお願いします。

〇会長

今日は年度末の忙しい時期にも関わらずご出席賜りまして、どうもありがとうございました。まだいろいろと至らぬところはありますけども、ぜひ皆さん方のご協力を得ながら今後も進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では限られた時間ですので早速議事に入っていきたいと思います。

当方の最初の仕事としては、議題の2番目に挙がっている通り、会長職務代理の選出をさせていただきたいと思います。

会長が審議会に出席できない場合の職務代理として、審議会規則により、会長が指名をすることになっております。私といたしましては、引き続き、田中米男委員にぜひお願いしたいと思いますけれども、田中委員いかがでしょうか

〇委員

　分かりました。

〇会長

他の方よろしいでしょうか。

それでは田中委員、よろしくお願いいたします。

では本日の審議会では、今年度、現地調査、そして3回の部会を経て、ガイドラインの改訂案と今後の進め方について議事が予定されています。

皆さん、忌憚のないご意見をいただき、活発なご議論をよろしくお願いいたします。

それでは早速ですけども、事務局から議題3の福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂について説明をお願いいたします。

○「重度の障害、介助者等への対応」「小規模店舗のバリアフリー化」等に係る建築設計標準の改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂についての説明

〇会長

資料の説明どうもありがとうございます。

一応年度末なので、あえて確認ですが、例えば今後の活動状況において、令和5年度というのは、来月から1年間ということですので、誤解のないようにお願いいたします。

それから、今、膨大な資料の一部をかいつまんでご説明していただきましたけれども、とりあえず気付いた範囲内で結構なので、質問であるとかご意見がありますでしょうか。

部会ではいろいろと既に審議がされてきているますが、後日、質問とか問い合わせがあった場合には、事務局に直接問い合わせる形でも結構なんでしょうか。

〇事務局

このガイドラインの改訂に関しまして、最終的に決まるのはパブリックコメントの後になります。

本日審議会で、ご意見をまとめていただいてその形でパブリックコメントをかけさせていただきますので、パブリックコメントのときにまたご意見を頂戴するという形でも構いません。

〇会長

了解いたしました。

という状況ですけれどもその中で何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

〇委員

ご説明ありがとうございました。

部会の方でもいろいろ意見出させていただいて、現地検証での課題も書き込んでいただいたりして、よかったなと思っております。

参考資料8で、うちの方が独自に出さしていただいた調査の結果報告というのを出さしていただきました。

段差があるとお店の中に入れないっていうことがあって、今度のガイドラインでもその辺のことを記載いただいています。

墨字で申し訳ありませんがちょっとめくっていただくと、まとめというふうな感じに書いています。

あくまでも感想ですけれども、市街地や街中は200平米未満のところが非常に多いということと、まず入れるかどうかっていうところですね、やはり非常にまだまだ少ないっていうふうな状況があったということです。検討いただきたいところをその下に書いてあるのですが、やはり小規模店舗が今後どういうふうになっていくのか。

ガイドラインは決めていただいたわけですけれども、その結果がどういうふうに変わっていくのかっていうことを少し、これ参考資料8のまとめに2035と書いてますけれども長期的な意見視点から、また検証するなどの取り組みもしていただければというふうに思いました。

〇会長

貴重なご意見ありがとうございます。

これに対して事務局の方、何かコメントありますでしょうか。

〇事務局

ありがとうございます。

部会を通じて貴重なご意見いろいろいただきました。

この目標などにつきましては、非常に難しい問題でございます。

小規模店舗については条例の対象外になっておりますので、そのあたりにつきましても来年度また勉強会などでいろいろ議論させていただきながら、どういったことができるのか、していくのかというところも含めて議論させていただければと思っておりますので何卒よろしくお願いいたします。

〇委員

資料1-2で、全体の改訂の概要を書いていただいていると思います。

国側の建築設計基準の改訂も大事なのですが、打ち出し方として、大阪府独自に基準を作ったということを概要のところに盛り込んでいただけたらというふうに思っております。

具体的にこれまで部会等で議論してきましてですね、オールジェンダートイレとか、カームダウンは、設計標準の中にはありません。

それを今回大阪府独自で打ち出した意味はとっても大きいと私思いますので、それでぜひ内容のところに4番目の項目としていただいたらいいんじゃないかなと思います。

〇会長

ありがとうございました。

事務局の方から、これに対して何かありますか。

〇事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

まさしくその通りだったなと反省をしておりまして、ぜひともそういった形でひと項目つけさせていただきたいと思います。皆様方の貴重なご意見をこの概要のところにもきちっと書き込みたいと思います。

〇委員。

最後にご発言した方がいいのかなと思いましたが、先日1月の部会でも発言した内容ですので、部会に出席された皆様には繰り返しになるかと思いますけれども、私達一般市民のバリアフリーに関する意識っていうのは、公共交通機関とか、公共施設のバリアフリーの進展でかなり高くなってきていると思います。

しかし審議会でも検討いただいてる、小規模店舗を日常的によく利用する一般市民にとっては、そこまではバリアフリーの意識っていうのは、ちょっと変な言い方なんですがバリアフリーに対する意識がちょっと止まってしまうといいますか眠ってしまう。

気がつかないって言いますかそういう状況に陥ってしまっているのではないかなというふうに思います。そこで、前回も申し上げたのですがバリアフリー推進の取り組みにおいては、ハード面の整備と並行して、ソフト面についての取り組みの強化をお願いしたいということを繰り返しております。

ちょっとした人の支援でバリアを解消できるということもたくさんあると思うんですね。

ですので、バリアを感じる人がいることを、バリアを感じない人にどう伝えていくかという取り組みも大変重要かと思います。

小規模店舗などではバリアフリーに取り組んでいる店舗に対して、バリアフリー推進店などというものですね、これは可能かどうかわかりませんが自治体と認証を行っていただいて、認証のステッカーを発行するなんていうようなこと。たとえば、この高齢者福祉とか地域福祉の分野では、高齢者の見守り推進協定みたいなものを、自治体と店舗でとるわけですね。そして見守り推進店ということでステッカーを発行して、店頭に貼るわけです。そのようにこのバリアフリー推進店などあのステッカーなどのような形で店頭に貼ることで、市民の皆さんの足がお店に差し掛かると、バリアフリー推進っていうようなことを目にするとまた意識も高くなるのではないか、バリアフリーに対する理解とか意識啓発に繋がるのではないかなと思います。

そしてまたお店の方も、お店の宣伝にも一役買うのではないかなと思っております。

ぜひ今後、将来に向けてもバリアフリーのソフト面の取り組みにも力を注いでいただきたいと思います。

〇会長

ありがとうございます。

ハードだけではなくソフトの推進ということもおっしゃる通りだと思います。

これについて、何かコメントございますでしょうか。

〇事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

前回の部会でもご意見頂戴しておりまして、いろいろ実現には難しいものもあるかもしれませんけれども、こういったことも来年度の勉強会でどういったことが本当にいいのかというところも含めて、たくさん項目があるので絞りながらいろいろ考えていなきゃいかなきゃいけないと思うのですが、是非とも、今回こういった改訂をしますので、それをいかに広めていくかということ、作って終わりではなくそれを広めていくということについてもしっかりと取り組んでいける方法を皆さんにお知恵をいただきながら考えてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

〇委員

よろしくお願いいたします。

今回小規模店舗をあえて章立てしていただきまして、大変わかりやすくまとめてもらったと思います。ありがとうございます。

またこの章立てに当たりまして、実際回転ずしであるとか、郵便局であるとか、コンビニであるとか、小規模の店舗の視察をしたというのも大変意義があったことだと思っています。

せっかく作ってもらったこの章で、やはり現実化するには設計士さんが、義務はないけれども、ここ見てもらって、そういう形で予算等もあるとは思うのですけれども、設計でこういうのがあるよっていうような働きかけのようなものがあればよりいいのかなと考えています。大変なことだと思いますけども、ぜひとも配慮していただけたら、嬉しいかなと思っております。

〇会長

ありがとうございます。

これも非常に貴重なご意見だと思いますけども、事務局の方はいかがでしょうか。

〇事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

おっしゃっていただいたように、このガイドラインの改訂内容や、しっかりとこういう取り組みを考えていくということを設計士の方に知っていただくのは非常に重要なことだと思っております。大阪府の方はいろいろな建築関係団体とも日々協力して取り組んでいるところでございますので、そういった繋がりも使いながらです、こういった改訂についてきちんとお伝えする機会を設けていきたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

〇会長

多くの貴重なご意見をいただきましたけれども、いずれも異議ではなくて、有益な要望なり、ご意見だが寄せられたということだと思います。

なので、審議会として、概ね了承されたということでいきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

この案でとりあえずパブリックコメントの手続きを進めていきたいと思います。

異議なし

ありがとうございます。

続きまして次の議題4ですね。

今後の検討課題について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○今後の検討項目についての説明

〇会長

ご説明ありがとうございます。

では今説明のありました、事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

〇委員

先ほどの委員もおっしゃいましたが、私の発言も、部会とかぶるところがあって改めてということになっちゃうんですが、ちょっと2点か3点ほどお伝えさせていただきます。

資料2－1で今後の検討項目については先ほど事務局の方からですね、500平米未満の2階建て建築物の円滑化経路の考え方と説明ありましたが具体的に言いますと私達が今一番問題にしているのは2階建てのコンビニができて、大阪市の中心に車椅子トイレが整備されてるところがほとんで多いんですが、2階建てのコンビニが新しくできたらばバリアフリートイレも2階に設置されているというふうなことになっていると。

一応決まりとしては、店舗の1階にある部分は1階と外が繋がってないといけない。

で、店舗等と車椅子トイレは同一階にならないといけないっていうけど2階は店舗があるから、2階は店舗と、車椅子トイレがあの池とか同じ平面にあるんでそれで構わないと1階と2階はどうなるんだというと、1階と2階については努力義務に過ぎないわけで、エレベーターは設置されていません。

ほぼ、そういうところが多いです。

つまり、僕もそうですが、コンビニでトイレを使うときとか多いんですけれどもその2階建ての場合はですね、トイレが2階にあるわけです。

車椅子の方も上がることはできない。

高齢の方でも非常に難しい、上がったところにある2階のトイレが、誰もが使えるバリアフリートイレになっているという、非常におかしな状態になってしまっているっていうことがあって、これを何とか、条例の方の基準かというところで変えてもらえないかということが意見ということになります。

もう一つですが、説明はなかったのですけど、サイトラインの確保、および車いす使用者用の客席数の見直しっていうところは国の方の会議でも検討されていくっていうことなのですけれども。

それから先ほど概要のところの3番にもありましたようにガイドラインとして200席までの場合は50分の1だから4席それからちょっとずつ増やしていくっていうふうなことがガイドラインで定められているわけですがあくまでもガイドラインなんですね。

大阪府の場合は、非常に景観もあって先に建築基準法の設計建築基準条例の建築基準法の施行時ぐらいかな、の方で座席数があの定められているというところがあるというように聞いています。それが高ければいいんですけどそうでないので、そこのところをどういうふうにしていくかっていうことが、多分国の方のガイドラインっていうのを見ながらガイドラインというか国の方の会議の状況も見ながらということだと思うんですけれども、大阪やっぱり先行してきた部分があるんだけれども、それが年が経つごとに時代遅れと言っては失礼ですけれども時代に即してない部分が出てきてるっていうのも事実かと思いますですからその辺もしっかりと見ていっていただきたいなというふうに思うところです。

今回万博の方の三つ目ですが、ことも含めて、来年度検討していくっていうことなんですけれどもあの勉強会のね、持ち方先ほども事務局からいろいろ出ましたが、もちろんここの部会の委員であるとか元今日の皆さんの印とかに加えてですね、プラスして参加できるような形っていうのを取っていただければというふうに思います。

あとやっぱり特にゲストで、先生というか言い方も変ですがそういう方についてはかつてやった勉強会を全て確か無料お金がね、なかなか十分に出せるようなものではなかったというふうに聞いてるんですがちょっとそういうゲストティーチャーとかは必要に応じて出していくようなことも含めてですね。

ちょっと具体的になりますけれども、そういうことも含めて勉強会を活性化した形で行っていっていただければというように思います以上3点になりますが、こちらからのお願いということです。

以上です。

〇会長

ありがとうございます。

非常に貴重で具体的なご意見をいただきました。

これについて事務局の方はいかがでしょうか。

〇事務局

今3点ご意見をいただいたところですが、一つ目の二階建てコンビニの話、それから二つ目の客席の話につきましては来年度の勉強会でしっかりと議論をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

三つ目の実際の勉強会のやり方ですけれども、一応過去の経過をいろいろ調べておりまして、当初このガイドラインを策定するにあたって、やはり審議会と部会だけではなかなか議論が尽くせないというところもあり、勉強会を発足させて、皆さんの力をかりながらやってきたという経過がございますので、そういったやり方を踏襲しながらやっていきたいと思います。報酬の話については、過去の勉強会は、皆さんそれぞれがボランティアで集まっていただいてご意見をいただいて、部会とか審議会でまとめていくというような形式をとっていたようですので、また進め方につきましても、同じような形で考えて皆様に開催の仕方をお聞きしながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇委員

ありがとうございます。

だいたい過去の踏襲ということでそういうことかと思うんですが、なんていうかな。

誰に出すとか、いうことも全然ないんですけれども、いろいろな知見を持った方に来ていただくときに、その方がですね、ボランティアでやはり動けないっていうふうなことがあった場合には、その方の意見を徴取することが全くできないっていうことになってしまうとやや縛られた形にはなってしまうのかなっていう気もしますので、別に多くどんどん出せって言ってるわけじゃないんですがひょっとして、課題によって必要な場合はそういうことも可能性としては残していただいて、いろんな知見が得られるような形も検討していただけたらということで発言させていただいたということなので、またその辺もご検討できるんであればよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇会長

他いかがでしょうか。

〇委員

いろんなご意見をお聞きして部会でもずっとやってきたわけですが、今回大阪府としては国よりもさらに一歩進んだ内容で、皆さんのお力を借りながらすごく進んでいいものができてきたらってまだまだこれからやらなきゃいけないことたくさんあるんだろうなと思うんですけれども、この段階ではすごく私達は誇れるものができたんじゃないかなというふうに感じております。先ほどからちょっといろいろご意見出てきた、最終的に勉強会であるとかそれからいろんな設計士さんとかにもお知らせをちゃんとして欲しいとかというお話ありましたが、、例えば200平米以下の小さな店舗だとなかなか設計士、建築の方からも設計士が入ってっていうようなことが考えにくいんですね。

直接工務店が、対応してしまうみたいなことも多いのでそうなるとその勉強会っていうものをもっと裾野広く、何か工夫してやらないといけないのかなと思いますので今後の課題として本当にあの斉藤先生サイドがソフト面っていうこともおっしゃっていましたけど今後の課題として、もっともっと広く伝えていけるような工夫を、今後また考えていけたらいいなというふうに思っております。

コメントです。

〇会長

勉強会が一つの形式とか進め方が一つの課題になっているようですけども、それについていかがでしょうか。

〇事務局

委員のおっしゃっていただいたことは勉強会もそうですけれども、どのように広く、そういう条例にかからない小規模建築物を作る人たちに伝えていくかということだと思っております。小規模建築物を作る人たちの組織があるようでしたらそういうところを通じてとか、知恵を皆さんにお借りし、こういうところに働きかけていくべきというところを教えていただきながら働きかけていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇会長

では、今いただいたご意見ご要望を踏まえて、今後の具体的な検討を進めていきたいと思います。

それでは、次に議題5の報告事項についてご説明をお願いいたします。

〇報告事項について説明

〇会長

ご説明ありがとうございます。

ただいま事務局からの報告事項につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

〇委員

ホテルのバリアフリー情報のことなんですけれども、これあの万博を控えて、私達の知り合いとかも来たときにどこにどういうホテル泊まれるかっていうことなかなかわかりにくいのでこういう公表のね、ものをしていただきたいということを前から伝えたわけですがアンケートとしては回答があるんだけれども、等を情報の公開としては13件にとどまっているというふうな何かそれの、大きな理由これが進まない大きな理由っていうのは、どこにある。

どういうふうに考えたらいいんだろうというところが少しわかりませんで。

言いたくないっていうことかそれともちょっとなかなか手間がかかって大変っていうふうなことなのかなぜどこでどういうふうに、こういうふうに止まってしまってるんだろうと回答のね、325と85っていうのはそれなりの数かもしれませんがせめて半分ぐらいはね、回答いただけたらというふうに思ったりもするんですが、ちょっとその辺も含めて、どこがボトルネックになっているんだろうというところがもしなんとなく感じるところがあったら教えていただきたいなというふうに思います。

〇会長

ありがとうございます事務局からのご回答をお願いいたします。

〇事務局

昨年度と今年度は少し状況が違っておりまして、今年度はやはりホテル業界も少し客足が戻ってきているということもあり、なかなか現地調査についてのご協力が得られなかったっていうことが一つ。

何度も電話してもらったんですけれども、やはり調査への対応よりもお客さんの対応の方が、というところだと思います。現地調査のとき、公表制度に使う様式については作成して、これでもう出してもらったら登録できますというところまでセッティングしてお渡しをするのですがなかなかそこから先、やはり少しひと手間になってきますので、その辺りでちょっとなかなか出てこないと。何度か督促はさせていただいてはいるのですが。昨年もそのような状況がありましたので、昨年は外に出しませんという形のアンケートをとっていたんものを今年については、アンケートの内容だけは出させてもらっていいですかということを聞きました。公表制度による、きっちりとしたピクトグラムの公表はなかなか対応が難しいんですけどアンケート調査については一覧表で出してもいいよということの同意は50件程度いただいていますので、公表したくないということではなく、多分その手間の問題かなというふうに思っております。

委託業務も、少しスタートがちょっと決まらなかったりということもあって、結構そのホテルの忙しい時期に重なったりとかいうこともあったり多分お客さんの入れ替わる時間に室内を見せていただくことになりますので、その辺りで対応がなかなか難しいかったり、部屋が空いていても対応できる人がいないとかっていうような状況もあると思います。そういったことで、現地調査になかなか対応してもらえなかったっていうところもございます。

そんなような状況の中、一つできることとして、アンケートの結果を公表していくということで少し数を増やしたいということで事務局側としてはその対応はさせていただいているところでございます。

〇委員

ありがとうございます。

仕方のないところもあるのかもしれないんだけれども、あんまり大阪府っていうのを傘にしてね、それで大上段に構えてっていうわけにもなかなかいかないのかもしれないんですけれども、やはりいろんな人が使えるようなためっていうこともありますので、大阪府からもさらに強く働きかけていくようなことも考えていただければと思いますし、多分アンケートは、今年と去年やって、そこまでとりあえず一段落かなと思いますんで、ここまでのところの調査の結果を最大限還元できるような形で進めていただければというふうに思います。

以上です。

〇会長

先ほどもちょっと問い合わせましたように今回の審議は、実はあの膨大な資料に基づいて審議が進められましたそのこともあって、その他何かお気づきの点とか、ご質問したいことが後からあの追加で出てくる可能性もあると思いますその場合には後日、事務局までご連絡をお願いいたします。

もし他になければ、皆様本日も熱心なご議論をありがとうございました。

それでは、以上で全ての議事が終了いたしました。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、議事の進行を事務局にお返しいたします。

〇事務局

会長ありがとうございました。

また、委員の皆様、現地検証部会審議会と議論を重ねて今回の改訂案を作り上げていただき、誠にありがとうございました。

速やかにパブリックコメント、改訂の諸手続きを進めてまいります。

また、来年度からは、義務化が必要な基準や万博のために策定されたガイドライン等の内容を受けての改訂など勉強会や部会で検討していただく予定となっております。

引き続きご理解、ご議論のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。